（評価業務規程）

第十六条　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　住宅性能評価及び法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項

四～十四　（略）

4　（略）

（掲示の記載事項及び様式）

第十七条　（略）

一～七　（略）

八　その事務所が住宅性能評価を行う区域

九　法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う場合にあっては、確認を行う住宅の種類

十　法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う場合にあっては、その事務所が確認を行う区域

2　（略）

（帳簿）

第二十条　（略）

一　（略）

二　法第六条の二第一項の規定による確認の求めを受けた年月日

三　（略）

四　住宅性能評価書に記載した事項のうち、第一条各号（第十二号及び第十三号を除く。）に掲げるもの及び法第六条の二第四項の規定による確認の結果

五　確認書に記載した事項のうち、次に掲げるもの

イ　申請者の氏名又は名称

ロ　確認を行った住宅の所在地及び名称

ハ　確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造

ニ　確認を行った住宅の建設工事の種別

ホ　確認を行った評価員の氏名

ヘ　確認書の交付番号

ト　確認書を交付した年月日

チ　法第六条の二第三項の規定による確認の結果

六・七　（略）

（評価業務規程）

第十六条　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　住宅性能評価を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項

四～十四　（略）

4　（略）

（掲示の記載事項及び様式）

第十七条　（略）

一～七　（略）

八　その事務所が業務を行う区域

（新設）

2　（略）

（帳簿）

第二十条　（略）

一　（略）

（新設）

二　（略）

三　住宅性能評価書に記載した事項のうち、第一条各号（第十二号及び第十三号を除く。）に掲げるもの

（新設）

四・五　（略）